

経営規模等評価申請
及び総合評定値請求
に関する説明書
(経審説明書)

令和8年7月

千葉県

令和8年7月版の変更点について

令和8年7月版の変更点は以下のとおりです。

1. 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無の新設

審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点されます。

※あわせて「W1-10:建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直し。

2. 加点対象機械の拡大

現在の加点対象機械に加え、新たに「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」が追加されました。

3. 「社会保険加入に関する評価項目」の削除

令和元年度の建設業法等の一部改正により、令和2年10月1日以降の建設業許可の要件に社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入が追加されたことにより、令和7年10月1日以降に建設業許可を保有する建設業者は社会保険加入を満たしていることとなるため、経営事項審査の段階において改めて社会保険加入有無を確認する必要性が乏しいことから、審査対象項目から削除することとなりました。

これにより、労働保険概算・確定申告書及び領収書、社会保険の領収証書の提出が不要となります。

4. 技術職員コード「703」「704」で加点対象となる業種の追加

建築一式工事/機械器具設置工事/さく井工事/解体工事

(参考)

令和8年4月1日から、経営事項審査の郵送申請における手数料について電子納付を開始しました。

経営事項審査手数料について、「ちば電子申請サービス」を利用して電子納付をした場合は「申込内容照会画面を印刷した書面」を提出することとします。

※引き続き千葉県収入証紙で納付も可能です。

※建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）による申請の場合は、この手続きで手数料の納付をすることはできません、同システム内での手数料の納付をお願いします。

経営事項審査手数料の電子納付について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuukei/kensetsukouji/keieijikou/chiji/keishindenshinohu.html>

注 意 事 項

この『経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書』（令和8年7月版）は、令和8年7月1日以降に千葉県知事に対し経営規模等評価申請及び総合評定値請求を行う方に適用されます。

なお、『経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書』（令和8年4月版）は、令和8年6月30日限り廃止します。

この説明書は、関係法令の改正があった場合等に改訂又は廃止される場合があります。したがって、申請等を行う方は、事前に必ず千葉県ホームページで最新の情報を確認してください。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keiejikou/index.html>)

申請方法の郵送化・電子化について

【郵送】

1 対象期間

令和3年5月6日(木)以降

※令和4年5月以降は指定日の会場受付も廃止となりました。

2 申請方法について

(1) 郵送による受付について

ア 令和4年5月以降は郵送での受付になりました。

イ 申請にあたり、原本提出とされている書類以外は、写し(コピー等)を提出してください。(審査後、受付印を押印した申請書の副本のみ返却します。それ以外の確認書類については返却しませんので、必ず写しを提出してください。)

※確認書類が省略できるものではありません。

※建設業許可申請書の副本及び事業年度終了届については、以下のページのみ写しを添付してください。

- ・建設業許可申請書の副本
…表紙及び専任技術者一覧表
- ・事業年度終了届

…表紙、工事経歴書及び直前3年の各事業年度における工事施工金額

※審査完了後、申請書の副本を返却するため、返信用封筒の同封をお願い致します。
(切手の添付は不要です。)

ウ 補正があった場合には、後日ファックスまたは電話にて御連絡いたします。

補正の指定期間内に補正がなされなかった場合、「申請書到達日」に対応する「結果通知書発送予定日」に結果通知書を発送することができなくなります。

また、申請時期が集中した場合など、通知書の発送予定日は変更になる場合があります。

エ 郵送先については下記のとおりです。

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県庁建設・不動産課 入札契約室 宛て

3 その他の留意事項について

(1) 郵送での申請における結果通知書発送予定日につきましては、千葉県HPを御確認ください。

(2) その他不明点は、建設・不動産課入札契約室宛てにお問い合わせください。

【電子申請】

1 申請方法について

- (1) 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP：Japan Construction Industry electronic application Portal）より申請をお願いします。
- (2) システムの使い方に関するご不明点については、システム内の問い合わせフォームまたはヘルプデスク（JCIP ヘルプデスク）へお問い合わせください。
ヘルプデスク：TEL 0570-033-730（ナビダイヤル）

2 提出書類について

- (1) 提出書類については、郵送による申請と変わりません。本説明書に沿って書類をご用意ください。
なお、【原本】と表記があるものについては、原本をPDF化した上で、データを添付してください。
- (2) 手数料を千葉県収入証紙でお支払いされる場合、下記までご郵送ください。
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県庁建設・不動産課 入札契約室 宛て

3 その他の留意事項について

- (1) システム上必須となっている確認書類の中に、『3 経営事項審査申請に「必要な書類一覧」（千葉県知事許可業者）』に該当する書類がない場合は、「省略可能のため省略」と記したPDFを添付してください。
- (2) 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書「経営状況分析結果データの連携」の認証キー欄に「経営状況分析結果通知書に記載されている認証キー（半角数字16桁）」を必ず入力するようお願いします。（添付省略可）
※入力するとエラーが発生する等の場合は「経営状況分析結果通知書」を添付してください。
- (3) その他不明点は、千葉県HPを御確認ください。

※郵送申請に関して特に注意していただきたいこと※

1. 提出書類は必ず写しを送付してください！

郵送申請においては、原本提出とされている書類以外は、全て写しでの送付をお願いしております。なお、送付いただいた書類の内、返却するものは、申請書の副本のみとなっており、提出書類は写しの送付をお願いしているため、審査後にこちらで廃棄致します。

2. 経審の有効期限が切れないように時間的余裕をもって申請してください。

郵送での御申請において、補正事項が多く出た場合、期限を定めて補正事項の解消をお願いしております。各通知書発行日に対応した申請書到達期間の締切間際になるにつれて、補正の期限が短くなってしまいます。

そのため、御申請は余裕をもって行ってください。

3. 送付書類は審査者が分かるように、明瞭かつ簡潔に、整理された状態で御送付をお願いします。

郵送での御申請においても、送付資料はまとめて審査者に分かりやすいように整理された状態で御送付ください。常識的範囲を超え、著しく散逸している状態であると担当者が判断した場合、審査をせずに返却する場合がございます。

目 次

I 経営事項審査制度の概要

1 経営事項審査とは	8
2 経営事項審査申請に必要な資格	9
3 審査基準日	9
4 審査項目及び審査基準等	9
(参考) 経営事項審査結果の有効期間 (公共工事を請け負うことができる期間)	10

II 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法 (千葉県知事許可業者)

申請手続等

1 手続き全体の流れ	12
2 手数料及び納入方法	13
3 経営事項審査申請に「必要な書類一覧」(千葉県知事許可業者)	14
4 全般的な注意事項	28
5 個別相談会	29
6 経営事項審査結果の公表について	30
7 虚偽の申請書への罰則規定及び行政処分	30

III 経営事項審査における申請書類の作成方法 (千葉県知事許可業者)

1 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書 (20001 帳票)	32
2 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高 (20002 帳票)	39
3 工事種類別完成工事高付表の記載例	43
4 技術職員名簿 (20005 帳票)	44
5 その他の審査項目 (社会性等) (20004 帳票)	54
6 建設機械の保有状況一覧表の記載例及び記載要領	74
7 経営規模等評価申請等提出票	77
8 実務経歴証明書	78

IV 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法 (国土交通大臣許可業者)

1 審査日・受付時間・審査会場・申請書類等	81
-----------------------	----

V 参 考

1 業種追加申請について	83
2 決算期変更等の事情がある場合の申請書記載方法について	85
3 建設工事と建設業の種類	91
4 完成工事高積み上げ申請について	99
5 建設工事の区分に関するよくある質問	102
6 建設業関連法令等 (抜粋)	104
7 工事経歴書に関する注意事項について	109
8 建設業法における技術者制度について	115
9 特殊経審について	117